

制定日：2020年12月25日
一部改正：2024年1月26日
学長裁定

和歌山大学における SOGI (Sexual Orientation and Gender Identity) の 多様性に関する対応ガイドライン

1. 相談について

- 本学における SOGI に関する相談窓口を次の通りとします。
 - インクルージョン支援推進室
 - キャンパスライフ・健康支援センター
 - ハラスメント相談窓口
 - 総合相談窓口
- 主に学生やその家族等を対象として、本ガイドラインに示した内容を中心に相談を受け付けます。教職員の相談も可能です。
- 相談を受けた教職員は、相談当事者の希望と了解に基づき、必要に応じて関係組織と対応を協議してください。相談当事者には、それぞれの課題解決のために相談対応を行うメンバー等について、あらかじめ了承を得てください。なお、関係者全員が守秘義務を負うものとなります。

2. 氏名・性別の情報とその管理について

- 本学では相談当事者の申し出により、自認する性に基づく通称名を教育組織内等で使用することができます。なお学籍簿上の氏名の変更を認めた場合、保証人等にその事実を通知するか否かについては、相談当事者の責任において対応する旨の合意を得たうえで、相談当事者の判断を尊重してください。
- 本学では、相談当事者の申し出があっても、氏名の変更と異なり、戸籍の性別の変更に伴う場合を除いて、学籍簿等での性別の変更は対応できません。
- 学生・教職員に配布・掲示する名簿又は大学所定の許可申請書や届出等の様式については、性別情報が特に必要とは認められない場合は、性別欄を設けないこととします。
- 性別情報は個人の尊厳、価値観、生き方に関わる重要な情報です。性別情報を必要に応じて取得した場合、氏名と同様、厳重に管理するようにしてください。
- 学位記における記載方法については、「和歌山大学学生の旧姓及び通称使用要項第6条」に従い記載します。

3. 授業について

- 授業（演習、実習を含む）において、性別で区別した活動は、特に必要な場合以外は行わないようにしてください。
- 学生に対する呼称を男女で使い分けしないでください。「さん」に、統一することを推奨します。外国語の授業における呼称についてもこれに準じてください。

- 授業では、その場にセクシュアルマイノリティがいることを前提として接し、差別的なニュアンスを持つ言葉やジェスチャーは使わないようにしてください。そして見た目や氏名でジェンダー・セクシュアリティを決めつけないようにしてください。
- 教育実習やインターンシップを含めた学外での実習で想定されるトイレや更衣室、服装等に関して事前に相談するように学生に周知してください。また大学としても学外機関にできるだけの対応を依頼するようにします。

4. 学生生活について

- 本学で実施する健康診断については、キャンパスライフ・健康支援センターで必要に応じて個別対応の相談を受け付ける旨、周知をしてください。申し出があった場合は関係機関と調整して対応してください。
- 本学の学生宿舎（学生寮）は男女別の棟に分かれており、かつトイレや浴室等の設備が共用です。これらの宿舎への入居については、個別の状況により必ずしも希望に添えるとは限りませんが、入学が決まっている者も含めて事前に相談することが可能であることを周知してください。
- 本学では、ダイバーシティ推進の観点から、入学式や卒業式において多様なアイデンティティに基づいた服装や身なりで参加することができる旨を周知してください。

5. 就職活動・キャリア支援について

- 下記のような必要性に応じて個別相談を受け付ける旨を周知してください。
 - ・就職活動においては様々な段階で性別の振り分け（履歴書の性別欄、証明写真、服装、髪型など）が紐づいていることがあります。そのような社会的背景に苦しむ学生に留意して就職活動を支援していきます。
 - ・セクシャルマイノリティ当事者の就職活動は、カミングアウトして進めるのか、クローゼットにするか、企業からの理解をどのくらい求めるのか等、さまざまなことを検討していくこととなります。学生個々に個別相談に対応し、自分らしく社会へ移行するにはどうすればいいか、ともに考え、支援していきます。
- 近年は LGBTQ フレンドリー企業として情報公開する企業や、学生とマッチングするイベントやサイトもあります。これらの情報収集につとめ、学生に周知してください。
- 個別相談を受け付ける際、必要に応じて項目1の相談機関と情報共有するようにしてください。

6. 施設整備について

- 本学では、体育館のロッカー、更衣スペース、シャワー室および陸上競技場脇の更衣室が男女別となっています。更衣室の使用について、個別対応を希望する場合には、事前に相談するように学生・教職員に周知し、申し出があった場合は関係機関と調整し対応してください。
- 大学内の女性用トイレの一部には、個室にチェンジングボードを備えています。そちらで更衣をする旨を学生・教職員にアドバイスすることができます。
- 今後の施設整備にあたっては、多目的トイレも含め、計画的に SOGI の視点に立った改修のあり方を検討していくこととします。

7. 理解促進について

- SOGI に対する理解を深めることは、大学組織に属するものとして重要なことです。SOGI に関する理解促進に係る FD/SD 等の研修・情報提供を定期的・継続的に大学として実施することとします。
- 項目 1 および項目 5 の相談窓口対応者は、SOGI に関する研修を必ず受講します。

8. その他

- 社会生活において、マイノリティは人に知られていない／知らせていないことを知らせるかどうかが迫られる場面に直面することがあります。このときに行われるのが「カミングアウト」です。カミングアウトは周囲の人すべてに対して一律に行われるのではなく、誰に対してはどの範囲までと個々に判断する当事者もいますし、カミングアウトしない当事者もいることを理解しましょう。
- カミングアウトが必要なときや、カミングアウトされたときの対応について不明な点があれば、上記項目 1 の窓口にご相談することもできます。またカミングアウトされた側はそれが当事者の自己決定に属することを踏まえ、情報のコントロールに留意する必要があることを理解しましょう。
- 本ガイドラインについては、環境の改善状況を踏まえつつ、関係する人々や諸機関との意見交換を基に、必要に応じて適宜見直すこととします。